

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程

(平成 10 年 4 月 1 日達示第 11 号制定)

第 1 専攻

第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

- 東南アジア地域研究専攻
- アフリカ地域研究専攻
- グローバル地域研究専攻

第 2 入学

第 2 条 入学手続及び入学者選抜方法は、アジア・アフリカ地域研究研究科会議（以下「研究科会議」という。）で定める。
2 京都大学通則（以下「通則」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第 3 条 入学候補者の決定は、研究科会議で行う。

第 3 転学、転科及び転専攻

第 4 条 通則第 40 条第 1 項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第 4 授業、研究指導及び学修方法

第 5 条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、この規程に定めるもののほか、研究科会議で定める。

第 6 条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第 7 条 通則第 44 条第 1 項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までにアジア・アフリカ地域研究研究科長に願い出なければならない。

第 8 条 通則第 45 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第 45 条第 3 項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 通則第 46 条第 1 項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

4 前 3 項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第 9 条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

- (1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部
- (2) 前 2 条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部
- (3) 通則第 46 条の 2 第 1 項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条において準用する大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部

第 5 試験

第 10 条 科目の試験は、学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

第 6 論文審査及び課程修了の認定等

第 11 条 通則第 50 条第 3 項の規定により研究科会議の定める科目につき、10 単位以上を修得するものとする。

第 12 条 博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第 13 条 博士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科会議で定める。

第 14 条 課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

2 通則第 55 条第 2 項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たすことの認定は、研究科会議で行う。

第 15 条 通則第 57 条の規定により学位の授与を申請した者の博士論文の審査及び試験については、第 12 条及び第 13 条の規定を準用する。

第 16 条 前条に規定する者については、専攻学術に関し、博士課程を修了した者と同等以上の学識を有することを確認しなければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

第 17 条 本研究科に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第 57 条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の試問を免除することができる。

第 7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第 18 条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第 19 条 通則第 63 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 7 月 30 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 30 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 23 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

修了までの流れ

5年一貫制博士課程

本研究科では、5年一貫制の教育体制にもとづいて、アジア・アフリカ地域に関する総合的な知識を修得するとともに、フィールドワークを基礎とする課題研究にとりくんで自立した研究者、専門性の高い実務者をめざすことが期待されています。

1・2年次には、各講座の講義と専攻内、専攻外の関連科目を受講するとともに、必修科目である地域研究論やアジア・アフリカ地域研究演習、選択科目である関連語学などを学びます。また、1年次には研究演習Ⅰを受講し、2年次には課題研究Ⅰにとりくんで、博士予備論文の準備にあたります。さらに研究演習Ⅱで調査の結果を練り上げ、原則として、2年次までに博士予備論文を提出して審査を受けます。

3・4・5年次には研究科共通科目や他専攻の講義を受講して広い視野から自らの研究を見直すとともに、課題研究Ⅱ・Ⅲ及び研究演習Ⅲ・Ⅳで調査・研究結果を体系化し、アジア・アフリカ地域研究公開演習などで研究成果の発表・討論を行います。5年次の終わりには博士論文を書き上げます。

修了のパターン

本研究科は5年一貫制博士課程ですので、5年（標準年限）で博士号を取得して修了することを基本としています。その一方で、制度上は、次のような多様な修了の形があります。

要件	修了の形(公式の表現)	年限
単位履修(30単位以上)	修士号取得退学*	2～3年(予備論文の提出は原則として2年次)。条件を満たせば、短縮も可。
博士予備論文の提出・合格		
上記2項目の要件を満たした以降、随時	修士号取得退学	
単位履修(上記の30単位に加えて、10単位以上)	指導認定退学※	5年在籍が必須。その短縮は、条件を満たせば可(休学期間は、在籍期間に算入されません)。
博士論文の提出・合格	博士号取得	

* 博士予備論文が合格した後は、その合格と同時か、あるいはそれ以降の任意の時期に、修士号申請を行うことができます。申請後に、規定に従い、修士号が授与されます。

※ 指導認定退学後に博士論文を提出する場合は、退学日から3年以内に提出すれば、課程博士として扱われます。それ以降は、論文博士の扱いとなります。なお、提出にあたっては、論文提出1カ月前までに論文題目申請が必要となります。

※ 休学中の者が認定退学をする場合は、認定退学年月日の3ヶ月前までに復学する必要があります。

授業科目の履修について

履修方針

(1) 単位

講義及び演習は、原則として半期の受講で単位が取得できるシステムをとる。

授業科目（講義）	半期 2 単位
研究演習	半期 3 単位
課題研究	通年 2 単位
臨地演習	通年 2 単位
臨地語学演習	通年 2 単位
公開演習	通年 1 単位
関連語学	半期 1 単位
認定単位	研究科における審査の後、認められる。

※課題研究Ⅰの単位は、第2年次後期に認定する。

課題研究Ⅱの単位は、博士予備論文合格の次年度に認定する。

課題研究Ⅲの単位は、博士論文合格または指導認定退学の年度に認定する。

(2) 履修方法

- 5年一貫制課程：履修科目は、自専攻科目のA群、研究科共通科目のB群、他専攻及び他研究科開設科目のC群に分けられており、必要とされる40単位の内、A群科目より18単位以上、B群より7単位以上、C群より4単位以上を修得しなければならない。A群科目では各専攻の課題研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（6単位）、B群科目では地域研究論（2単位）及びアジア・アフリカ地域研究演習（3単位）を必修科目として含むものとする。

A群科目（必修を含む自専攻科目）	6単位の必修科目を含んで18単位以上	合計 40単位以上
B群科目（必修を含む研究科共通科目）	5単位の必修科目を含んで7単位以上 (ただし、12単位を超えた単位は増加単位)	
C群科目（他専攻及び他研究科開設科目）	4単位以上 (ただし、10単位を超えた単位は増加単位)	

- 修士号取得：必要とされる30単位の内、A群科目より12単位以上、B群より6単位以上、C群より4単位以上を修得しなければならない。A群科目では各専攻の課題研究Ⅰ（2単位）、B群科目では地域研究論（2単位）及びアジア・アフリカ地域研究演習（3単位）を必修科目として含むものとする。

A群科目（必修を含む自専攻科目）	2単位の必修科目を含んで12単位以上	合計 30単位以上
B群科目（必修を含む研究科共通科目）	5単位の必修科目を含んで6単位以上 (ただし、12単位を超えた単位は増加単位)	
C群科目（他専攻及び他研究科開設科目）	4単位以上 (ただし、10単位を超えた単位は増加単位)	

■ 単位取得の要件

履修登録を行い、各科目で指定された合格基準を満たすこと（各科目での指定についてはシラバス参照）。

ただし、課題研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、毎年学年末に「研究活動報告書」（別紙）を提出することが主な要件である。

(3) 成績評価基準

アジア・アフリカ地域研究研究科では、科目ごとに出席状況、セミナーでの発表、フィールドワークの様子、レポート、試験等を総合的に判断して、次の評価基準で成績を判定する。

平成26年度以前入学者

優	優れている。	(80点～ 100点)
良	水準以上である。	(70点～ 79点)
可	水準を満たしている。	(60点～ 69点)
不合格	水準を下回る。	(0点～ 59点)

平成27年度以降入学者

A+	極めて優れている。	(96点～ 100点)
A	特に優れている。	(85点～ 95点)
B	優れている。	(75点～ 84点)
C	合格基準に達しており、学修の効果が認められる。	(65点～ 74点)
D	合格基準に達しているが、更なる努力が求められる。	(60点～ 64点)
F	不合格	(0点～ 59点)

修了要件・学位

■ 5年一貫制博士課程修了要件

本研究科一貫制博士課程の標準修業年限は5年である。同課程に5年以上在学して、必要な研究指導を受け、研究指導科目（課題研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を含む所定の単位（40単位以上）を修得し、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格した者には、「京都大学博士（地域研究）」の学位を授与する。原則として2年次に博士予備論文を提出し、その審査に合格した者が博士論文の提出資格を得る。

ただし、第3年次編入学者については、同課程に3年以上在学して、必要な研究指導を受け、本研究科開講科目より10単位以上（1・2年次に配当された科目を除く）を修得し、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格した者に、「京都大学博士（地域研究）」の学位を授与する。

なお、研究業績の顕著な者については、年限の短縮も考慮する。

また、学生（第3年次編入学者を除く）が修士号取得を希望する場合には、30単位以上の所定の単位の修得と博士予備論文の審査及び試験に合格することを条件として、「京都大学修士（地域研究）」の学位を与える。

◆履修についての注意事項

履修科目の登録はKULASIS（クラスリス・京都大学教務情報システム）により行います。

→ログインページ：<https://www.k.kyoto-u.ac.jp/student/>

KULASISは、入学時に配布する利用コード（ECS-ID）を用いてログインします。

<ECS-ID取得について>

<http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/ecs/account/index.html>

※ID・パスワードを紛失した方は、学生証を持参のうえ学術情報メディアセンター共同利用担当南館1階窓口にて再交付の手続きを行ってください。

1. 同一曜日、時限に複数の科目を登録することは出来ません。研究演習Ⅰ～Ⅳは、それぞれ1科目のみ正規単位となります。また、一度単位認定されている科目を再度登録することもできません。
2. 履修届は期末試験の受験届を兼ねています。

3. 研究科の他専攻の科目を受講することも可能です。
4. 他研究科（学部）授業科目の受講希望者は別に「聴講願」が必要です。
（窓口で「聴講願」をうけとるか、下記よりダウンロードしてください。）
<http://www.asafas.kyoto-u.ac.jp/edu/Coursework/> ★ A3で印刷のこと
聴講する研究科（学部）においては、事前の許可・履修届・受験届が必要になる場合がありますので、教務掛からの通知メール、あるいは当該研究科（学部）に確認し指示に従ってください。
5. 臨地演習は履修届に記載欄がありません。渡航する前に「臨地演習履修登録届」を教務掛で受取り、渡航先で教員に渡してください。
6. 公開演習は学生便覧参照の上、5回生のみ登録できます。履修届に記載欄はありませんので、教務掛に申し出てください。
7. 全期間休学の場合、履修登録はできません。
8. 授業開始期間中の一部を海外渡航している場合の履修・単位認定については、講義授業の場合は、開講日数の2/3以上出席しなければ、単位認定されません。演習はこの限りではありませんが、渡航前に履修希望演習の担当教員ないし教員群に渡航の意図を予め伝えておいてください。
（ただし、発表等参加していない場合認定されないことがあります。）
9. レポート等の提出期限は、厳守するよう余裕をもって作成してください。

●確認申立て制度

1. 履修した科目について、KULASISで成績開示期間において成績が開示されます。その内容に疑問があり、次の2項のいずれかに該当する場合は、確認申立てを行うことができます。
 - (1) 採点報告の誤記等による明らかに採点担当教員の誤りであると思われるもの。
 - (2) シラバス等により事前に周知している成績評価方法から明らかに相違があるもの。
2. 学生が確認申立てを行う場合は、定められた期間内（概ね前期科目は10月1日から同月10日まで、通年・後期科目は4月7日から同月16日）に、「成績確認申立書」（別紙様式）を研究科長（教務掛）に提出します。

使用言語

本研究科での教育・研究における使用言語は、日本語を主として、必要に応じて英語を用い、さらに地域言語などの多言語にも適切な配慮を行っています。

授業（講義・ゼミ）

科目の種類	使用言語	備考
一般の科目（特に指定がなく、シラバスが日本語）	日本語	留学生等については、教員が個別に対応（例外として、シラバスに使用言語が日本語に限定されている場合は、日本語だけを用いる）。
一般の科目（シラバスが英語）	英語	
バイリンガル科目*	日本語・英語	受講者に応じて、バイリンガル対応。
マルチリンガル科目*	日本語・英語・地域言語等	受講者に応じて、マルチリンガル対応。

*現行の科目配当表では、単に「英語対応」の欄に○が付されています。

論文（博士予備論文・博士論文）

日本語または英語。

それ以外の言語は、申請と許可が必要。

論文題目には、日本語には英訳、英語には和訳を付す。

論文要旨は、日本語（英語論文の場合も）。

公聴会

日本語または英語。

それ以外の言語はきわめて例外的であり、申請と許可が必要。

公開演習について

1. 授業の概要・目的

本研究科で行った研究の成果を、本学他研究科、学外の教育研究機関の研究者、さらには一般市民に公開された研究会・学会やシンポジウム等で発表します。研究発表および質疑応答の要領を実地に学び、指導教員と改善点等について討議します。

2. 授業計画と内容

下記の研究発表機会を利用し、研究発表を行います。発表時に同席が可能な指導教員と事前、事後に打合せを行い、発表内容や発表技術について評価を受けます。

- ・研究科内で行われている公開の諸研究会、懇談会、シンポジウム等
- ・国内外の学会及びそれに準ずる研究集会等
- ・その他、指導教員が適切であると認めた研究集会等

3. 単位認定の方法

履修希望者は、地域研究公開演習履修登録届（兼報告書）に必要事項を記入して教務掛に提出します。担当教員は、演習終了後、速やかに所見を報告書に記入し、教務掛に提出します。発表時、指導教員1名以上の同席が必須です。

指導教員の変更について

指導教員は、1年次の学年始めと博士予備論文審査終了後（に申告します。年度途中で変更することも可能です。いずれの場合も希望する教員と面談のうえ、「研究題目・指導教員申告書」の教員の署名を得て、教務掛へ提出します。

教員が海外出張等で署名できない場合は、了承の確認ができる書類（メール等）を添付してください。

ただし、1年次始めに副指導教員を決めかねる場合は、平成28年5月27日（金）までに申告書にて提出してください。（主指導教員は平成28年4月15日（金）午後5時までに必ず申告書にて提出すること。）

対面型チュートリアルについて

博士予備論文・博士論文執筆前に、必ず1度は対面型チュートリアルを受講することになります。テキストは、日本学術振興会「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」を用い、事前にテキストを熟読し、「心得」の要点をA4用紙1枚程度にまとめたものをチュートリアルで説明します。それに対して、チューター（原則は指導教員）が質疑を行い、「心得」の一般論を超えて、それぞれの研究分野に合わせてディスカッションをすることにより、研究公正の意識を高めます。

チュートリアルの終了後に、「研究公正チュートリアル受講修了証」（以下「修了証」という）にチューターが自筆で期日・署名を書き込み、受講学生に渡し、受講学生も自署して教務掛で研究科長印の押印を得て保管してください。学生は、「修了証」のコピーを論文題目申請時に、合わせて提出してください。